

V 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(1) 海外投資等損失準備金（措法55①⑨、68の43①⑧、改正法附則93①、116①）</p> <p>（措法55②、68の43②）</p> <p>（措法55①、68の43①）</p>	<p>○ 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金積立率が70%（改正前90%）に引き下げられました。</p> <p>○ 資源開発事業法人及び資源探鉱事業法人の範囲が明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に取得する特定株式等について適用され、同日前に取得した特定株式等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>									
<p>(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5①⑦、68の44①⑥、改正法附則85）</p> <p>（措法55の5①、68の44①）</p>	<p>○ 準備金積立率が80%（改正前100%）に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(3) 特定災害防止準備金（措法56①⑦、68の46①⑥、改正法附則85）</p> <p>（措法56①、68の46①）</p>	<p>○ 積立限度額について、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の通知する額に相当する金額であることが明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(4) 新幹線鉄道大規模改修準備金（旧措法56、68の48、旧措令32の5、39の76、旧措規21の7、22の49、改正法附則93②、116②、改正措令附則18、31、改正措規附則21、26）</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平28.4.1前に全国新幹線鉄道整備法の指定を受けた法人のその指定に係る新幹線鉄道大規模改修準備金については、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(5) 保険会社等の異常危険準備金（措令33の2⑬⑱、39の83⑬⑱、改正措令附則13）</p> <p>（措令33の2⑱⑳、39の83⑱㉑）</p>	<p>○ 火災共済の洗替保証限度率等が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #FFFF00;"> <th style="padding: 5px;">火災共済の種類</th> <th style="padding: 5px;">改正前</th> <th style="padding: 5px;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">火災等共済組合の行う共済</td> <td style="padding: 5px;">60%</td> <td style="padding: 5px;">45%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再共済を行う協同組合連合会の行う共済</td> <td style="padding: 5px;">75%</td> <td style="padding: 5px;">60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 火災保険等及び火災共済に係る特例積立率について、適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>	火災共済の種類	改正前	改正後	火災等共済組合の行う共済	60%	45%	再共済を行う協同組合連合会の行う共済	75%	60%	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
火災共済の種類	改正前	改正後									
火災等共済組合の行う共済	60%	45%									
再共済を行う協同組合連合会の行う共済	75%	60%									

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措法58③、68の61③、措令34⑭、39の88⑬、措規21の15⑥、22の59⑥、改正法附則85）</p> <p>（措法58④、68の61④、改正法附則94、117）</p> <p>（措法58①②、68の61①②）</p> <p>（措令34⑩一、39の88⑨一、改正措令附則19、32①）</p> <p>（措令34⑩四、39の88⑨四、改正措令附則19、32①）</p>	<p>○ 新鉱床探鉱費の範囲から長期の資金の貸付けが除外されました。</p> <p>○ 積立事業年度終了の日の翌日から5年（改正前3年）を経過した準備金の金額について、取り崩すこととされました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 海外自主開発法人の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 「国内鉱業者等から20%以上かつ国内鉱業者等及び共同出資法人から25%以上の出資又は長期の資金の貸付けを受けていること」という要件について、国内鉱業者等からの長期の資金の貸付けが除外されました。</p> <p>ロ 「その国内鉱業者等の役員及びその国内鉱業者等又はその子会社の技術者が派遣されていること」という要件について、役員に業務を執行する役員として派遣されているその国内鉱業者等の重要な使用人が加えられるとともに、技術者から重要な使用人が除外されました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に開始する事業年度において積み立てる探鉱準備金又は海外探鉱準備金について適用され、同日前に開始した事業年度において積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>平28.4.1以後に認定を受ける外国法人について適用され、同日前に認定を受けた外国法人については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(7) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①③⑦、68の64①③⑦、改正法附則85）</p>	<p>○ 農地法の改正により農業生産法人の名称変更等が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>—</p>